

●香川県監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年7月30日

香川県監査委員 木下 典幸  
同 大西 均  
同 五所野尾 恭一  
同 都 築 信行

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 令和2年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>ア 手当について 前年度指導していたにもかかわらず、高速道路利用に係る通勤手当について、過大に支給しているものがあった。（観音寺総合高等学校）</p> <p>イ 財産について （ア） 物品の貸付契約書について、相手側の契約印がないものがあった。（高松北高等学校）</p> <p>（イ） 貸付物品であるパソコンについて、不用品として廃棄決定の手続をしたが、返納させず、廃棄処分もしていないものがあった。また、その状態で物品貸付簿の返納確認印欄及び不用品決定併廃棄処分伺書の廃棄済確認印欄に押印していた。（保健体育課）</p> <p>（ウ） 物品の貸付契約について、一部返納に係る変更契約を締結していなかった。また、貸付先から提出された管理状況報告書と契約書の貸付物品一覧の内容が一致していなかった。（五色台少年自然センター）</p> <p>（エ） 工作物の改修について、公有</p>	<p>ア 手当について 直ちに戻入手続きを行った。今後は、利用実績の入力確認を徹底する。</p> <p>イ 財産について （ア） 直ちに双方の貸付契約書を確認し、契約印を押印した。今後は、契約の相手方の押印を確認後、県の押印を行うよう徹底する。</p> <p>（イ） 直ちに該当の物品を貸付先から回収のうえ、電磁的記録媒体としての廃棄処分を行った。今後は、廃棄を決定した物品については、速やかに廃棄する。また、物品貸付簿の返納確認印欄及び不用品決定併廃棄処分伺書の廃棄済確認印欄については、物品を返納・廃棄したことを確認してから押印することを徹底する。</p> <p>（ウ） 直ちに、一部返納に係る変更契約を締結した。今後は適正な貸付物品契約の事務の執行に努める。</p> <p>（エ） 直ちに異動報告を行った。今</p>

<p>財産簿の修正ができておらず、公有財産異動報告伺書を財産経営課長へ送付していないものがあった。また、修繕工事の検査を適切に行う必要があった。（石田高等学校）</p> <p>ウ 契約について</p> <p>A重油の単価契約について、変更契約をする場合は、積算の根拠を明らかにする必要がある。（三木高等学校、善通寺第一高等学校）</p>	<p>後は適切に検査を実施し、異動報告を徹底する。</p> <p>ウ 契約について</p> <p>今後は、資源エネルギー庁発表の価格調査を参考にするとともに、価格の変動動向や変動率等を調査し、適正な価格を積算する。</p>
--	---